（監視等を行う者の職務）

顧客自ら給油作業等を行わせる場合の安全対策

第◯条　顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（灯油若しくは軽油に限る。）を直接視認により監視、制御、並びに顧客に対し必要な指示等（以下「監視等」という。）を行う危険物取扱者（以下「監視者」という。）は甲種又は乙種の危険物取扱者とし、顧客に対し保安の確保のための指示を与えるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

２　監視等による指示を行うときはインターホン又は放送設備により行うものとする。

３　直接視認が妨げられる場合には、モニターカメラ及びディスプレイにより監視するものとする。

４　監視者の指揮下で監視等を行う者は、監視者の指示に従い、給油又は注油作業時の安全管理に努めなければならない。

５　同時に複数の従業者により監視等を行う場合には、そのうちの１名を危険物取扱者とし、その他の従事者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うものとする。

６　監視等を行う危険物取扱者は、監視の場所を離れてはならない。

７　その他、監視者は顧客の給油又は注油作業を適切に監視すること。

８　監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

（顧客自ら給油作業等を行う場合の貯蔵及び取扱基準）

第◯条　監視者は顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合は、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

２　顧客が求める油種を必ず確認するとともに、その場所を離れさせないこと。

３　顧客の給油又は注油作業が開始されるときには、火気がないこと、その他安全確保上支障がないことを確認すること。

４　給油作業時はエンジンが停止され、自動車の燃料タンクへの給油であること等を確認すること。

５　容器への詰め替え作業（灯油若しくは軽油に限る。）においては、容器が適法なものであることを確認すること。

６　顧客の給油又は注油作業が完了したとき並びに顧客用固定給油設備及び固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときには、制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

７　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置（緊急停止スイッチ）により危険物の供給を一斉に停止し、全ての顧客用固定給油設備等において取扱いが行えない状態にすること。

８　火災を覚知した場合は、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

（顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定）

第◯条　危険物保安監督者は、顧客用固定給油設備等の１回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定し、容易に変更することのないよう管理しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 油　　種 | 数　　量 | 給油時間 |
| ガソリン | １００リットル以下 | ４分以内 |
| 灯　　油 | １００リットル以下 | ６分以内 |
| 軽　　油 | ２００リットル以下 | ４分以内 |

（保安教育）

第◯条　所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 内　容 |
| 全従業員 | 回以上／年 | ⑴　予防規程の周知徹底⑵　火災予防上の遵守事項⑶　安全作業等に関する基本的事項⑷　各自の任務、責任等の周知徹底⑸　地震対策に関する事項⑹　セルフスタンドの特殊性に関する事項⑺　その他 |
| 新入社員 | 入社時 |
| 監 視 者 | 監視等の業務に従事する前 | 上記⑴～⑺⑻　危険物の性質に関する知識⑼　火災予防・消火の方法等に関する知識⑽　当所の設備の構造・操作等に関する事項 |

（訓練）

第◯条　訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は　　ヵ月に１回以上、総合訓練は　　ヵ月に１回以上とし次により行うこと。

２　部分訓練は、消火訓練等について行うこと。

３　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ、総合的に行うこと。

４　監視者に対する給油停止、緊急時の消火設備等の操作方法等の訓練を実施する。